

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合条例第 1 号

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項中「、若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 3 項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条第 2 号中「(法第16条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第23条第 1 項中「、若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項中「、若しくは失職し」を削る。

第25条第 6 項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削り、「第20条第 1 項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の」に改める。

(紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第16条第 2 号」を「第16条第 1 号」に改める。

(紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第 21号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第16条第 2 号から第 5 号まで」を「第16条各号」に改め、同条第 5 項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第 6 項中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合は、当該扶養親族を含む。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に整備法第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第 1 号に該当して旧地方公務員法第28条第 4 項の規定により失職した職員に係る紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定による期末手当及び勤勉手当の支給については、第 1 条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第20条第 1 項及び第 3 項、第21条第 2 号（同条例第23条第 5 項及び第25条第 7 項において準用する場合を含む。）、第23条第 1 項及び第 2 項並びに第25条第 6 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。